

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年6月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2教育委員会の所管に属する教育機関の項中

「

| | |
|------------------------------|---------|
| 図書課（中央図書館に限る。）及び右京中央図書館開設準備室 | 図書課業務係長 |
|------------------------------|---------|

及び「（中央図書館を除く。）」を

」

削る。

附 則

この規則は、平成20年6月30日から施行する。

(会計室)